

五管区水路通報第 4 7 号

(1192項 - 1230項)

平成 1 9 年 1 2 月 7 日

第五管区海上保安本部

第 1 1 9 2 項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域)	射撃訓練
第 1 1 9 3 項	紀伊水道南方		射撃訓練
第 1 1 9 4 項	紀伊水道南方		射撃訓練
第 1 1 9 5 項	紀伊水道南方		救難訓練
第 1 1 9 6 項	本州南岸	潮岬南東方	水路測量等
第 1 1 9 7 項	本州南岸	潮岬西北西方	離岸堤完成
第 1 1 9 8 項	本州南岸	田辺港付近	魚礁設置
第 1 1 9 9 項	阪南港南西方		潜水作業
第 1 2 0 0 項	阪神港	堺泉北区、第 1 区	水路測量
第 1 2 0 1 項	阪神港	大阪区、第 3 区	水深減少
第 1 2 0 2 項	阪神港	大阪区、第 3 区	重量物荷役作業
第 1 2 0 3 項	阪神港	大阪区、第 3 区	潜水作業
第 1 2 0 4 項	阪神港	大阪区、第 3 区	潜水作業
第 1 2 0 5 項	阪神港	大阪区、第 4 区	岸壁補修作業
第 1 2 0 6 項	阪神港	大阪区、第 4 区	放水訓練
第 1 2 0 7 項	阪神港	大阪区、内港航路	沈埋函埋戻し作業
第 1 2 0 8 項	阪神港	大阪区、内港航路及び付近	航行制限
第 1 2 0 9 項	阪神港	大阪区、第 6 区	航泊禁止
第 1 2 1 0 項	阪神港	大阪区、第 6 区	水路測量
第 1 2 1 1 項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第 1 区	掘下げ作業等
第 1 2 1 2 項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第 1 区	航泊禁止
第 1 2 1 3 項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第 2 区	ウィンドサーフィンレース
第 1 2 1 4 項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第 2 区	小型船舶実技講習
第 1 2 1 5 項	阪神港	神戸区、第 2 区	浅所不存在
第 1 2 1 6 項	阪神港	神戸区、第 2 区	磁気探査作業
第 1 2 1 7 項	阪神港	神戸区、第 6 区	航泊禁止
第 1 2 1 8 項	明石海峡	明石港	潜水調査
第 1 2 1 9 項	姫路港付近	八木港南方	ヨットレース
第 1 2 2 0 項	姫路港付近	八木港	深浅測量
第 1 2 2 1 項	姫路港	飾磨区、第 1 区	鋼管くい打設作業
第 1 2 2 2 項	姫路港	飾磨区、第 1 区	深浅測量
第 1 2 2 3 項	播磨灘		魚礁設置作業
第 1 2 2 4 項	家島諸島	男鹿島南東方	観測機器設置
第 1 2 2 5 項	淡路島	富島港	物揚場築造工事等
第 1 2 2 6 項	紀伊水道	今切港	水門改修工事
第 1 2 2 7 項	紀伊水道	橘港	観測機器設置
第 1 2 2 8 項	四国南岸	室戸岬北西方	水路測量
第 1 2 2 9 項	四国南岸	室戸岬南方	灯浮標復旧(予告)
第 1 2 3 0 項	紀伊水道南方		搜索訓練

本通報に使用している経度・緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています

五管区水路通報及び水路図誌に関する問い合わせ先

第五管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係

〒650-8551 神戸市中央区波止場町 1 番 1 号 TEL (078)391-6651(内線 2515、2516)

神戸第 2 地方合同庁舎(9階) FAX (078)332-6307(自動受信)

F A X による五管区水路通報提供サービス

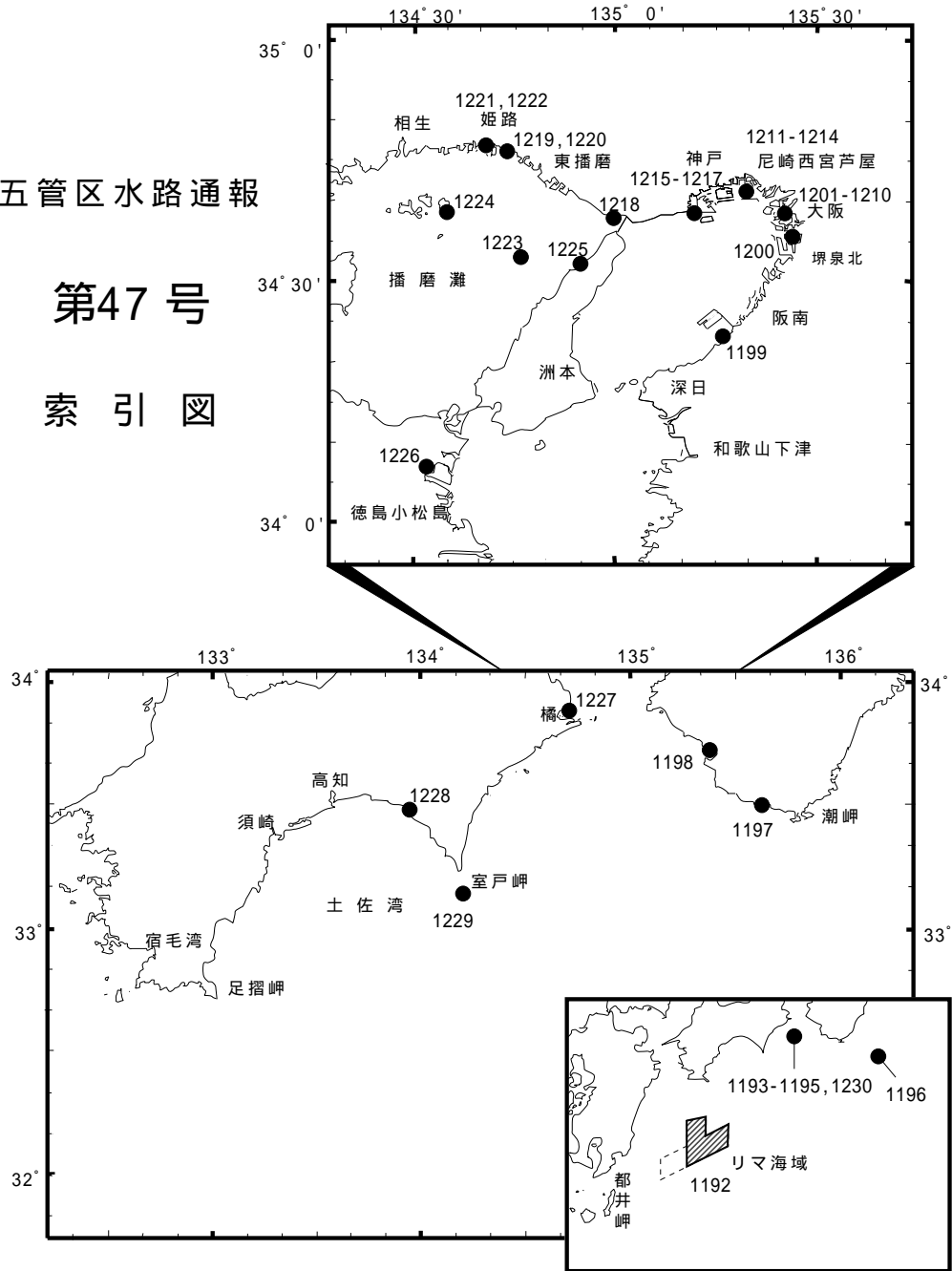
(078)332-6307 最新号 [ポーリング受信式]

URL <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

五管区水路通報

第47号

索引図



海図の改補（小改正）のお知らせ（海上保安庁水路通報第48号）
（11月30日発行）掲載分

海 域	改正内容	該当海図	項
新宮港	潜堤存在	W46	1597
新宮港付近	潜堤存在	W46	1598
徳島小松島港、徳島区、第1区	水深、岸線等について	W1126	1585
淡輪港付近	魚礁存在	W1143	1599
東播磨港	水深等について	W107	1586

詳細については、海上保安庁水路通報の各項をご覧ください。
また、インターネットでも提供しています。

URL <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/>

19年1192項 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域) 射撃訓練
自衛艦による対空、水上及び対潜ロケット射撃が実施される。
期 間 平成19年12月17日、19日～21日(予備22日)の0600～1800
区 域 6地点により囲まれる区域
(1) 32-02-13N 133-29-51E
(2) 31-42-13N 133-29-51E
(3) 31-18-13N 132-37-51E
(4) 32-01-43N 132-37-51E
(5) 32-09-13N 132-59-51E
(6) 31-48-13N 132-59-51E
標 識 自衛艦は「B」旗(夜間は紅灯)を掲揚
海 図 W157
出 所 防衛省海上幕僚監部

19年1193項 紀伊水道南方 射撃訓練
自衛艦による水上射撃訓練が実施される。
期 間 平成19年12月18日(予備19日)の0800～1700
区 域 33-30-12N 134-49-50Eを中心とする半径5海里の円内
標 識 自衛艦は「B」旗(夜間は紅灯)を掲揚
海 図 W77(JP共)
出 所 防衛省海上幕僚監部

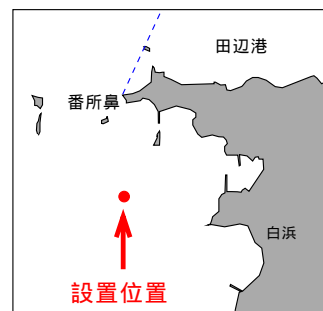
19年1194項 紀伊水道南方 射撃訓練
日ノ御崎南方において巡視船による射撃訓練が実施される。
期 間 平成19年12月9日(予備10日)の0900～1600
区 域 33-34.8N 135-03.0Eを中心とする半径5海里の円内
備 考 巡視船艇は「UY」及び「NE4」旗を掲揚、紅色閃光灯を点灯
海 図 W77(JP共)
出 所 五本部警備救難部

19年1195項 紀伊水道南方 救難訓練
巡視船及び航空機による夜間救難訓練が実施される。
期 間 平成19年12月17日の1630～1810
区 域 33-35N 135-05Eを中心とする半径5海里の円内
使用火工品 照明弾、マリンマーカー、フロートライト
海 図 W77(JP共)
出 所 関西空港海上保安航空基地

19年1196項 本州南岸 - 潮岬南東方 水路測量等
調査船「なつしま(1,739トン)」及び無人探査船「ハイパードルフィン」による水路測量及び潜航調査が実施される。
期 間 平成19年12月20日～28日(予備日含む)
区 域 (1) 33-38.4N 136-36.5Eを中心とする半径5海里の円内
(2) 33-13.3N 136-41.4Eを中心とする半径10海里の円内
海 図 W61B
出 所 海上保安庁海洋情報部

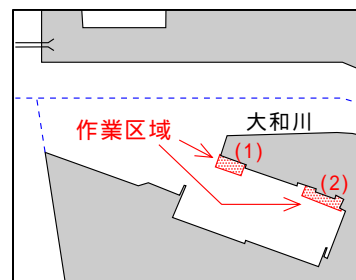
19年1197項 本州南岸 - 潮岬西北西方 離岸堤完成
五管区水路通報19年37号869項削除
和深崎北方(口和深漁港北方)に離岸堤が完成した。
区 域 33-31.8N 135-30.8E付近(長さ約42m、幅約7m)
海 図 W77(JP共)
出 所 田辺海上保安部

19年1198項 本州南岸 - 田辺港付近 魚礁設置
 番所鼻南方に魚礁が設置されている。
 位置 33-41-04.9N 135-19-59.0E
 沈設物 廃船 1隻(長さ約28m、幅約7m、高さ約8m)
 標識 魚礁設置位置を黄色灯付浮標2基で表示
 海図 W74
 出所 田辺海上保安部

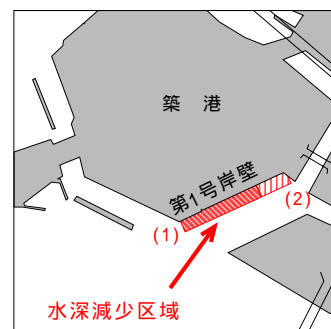


19年1199項 阪南港南西方 潜水作業
 樽井漁港東方、岡田漁港及び田尻漁港の港内において、潜水作業が実施される。
 期間 平成19年12月14日(予備15日~18日)の日出~日没
 位置 下記各位置付近
 (1) 34-22.9N 135-15.8E(樽井漁港東方)
 (2) 34-23.5N 135-16.5E(岡田漁港)
 (3) 34-23.9N 135-17.2E(田尻漁港)
 海図 W1103(JP共)
 出所 関西空港海上保安航空基地

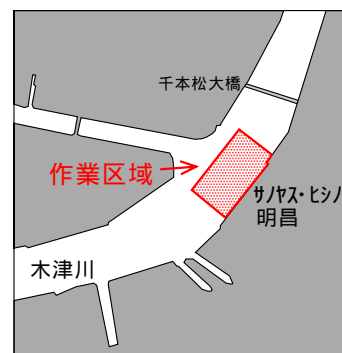
19年1200項 阪神港 - 堺泉北区、第1区 水路測量
 北泊地において水路測量が実施される。
 期間 平成19年12月17日~20年1月11日(うち2日間)
 区域 下記各位置付近(付図参照)
 (1) 34-36-15N 135-26-17E
 (2) 34-36-07N 135-26-42E
 備考 測量船は白紅白の燕尾旗を掲揚
 海図 W1146(JP共)
 出所 五本部海洋情報部



19年1201項 阪神港 - 大阪区、第3区 水深減少
 最近の測量によれば、第1号岸壁前面の水深が下記のとおり減少している。
 区域1 下記2地点を結ぶ線上付近(海図記載水深より約2.5m減少)
 (1) 34-38-56.9N 135-25-59.9E
 (2) 34-39-01.2N 135-26-11.1E
 区域2 下記2地点を結ぶ線上付近(海図記載水深より約6m減少)
 (3) 34-39-01.2N 135-26-11.1E
 (4) 34-39-02.9N 135-26-15.6E
 海図 W123(JP共)
 出所 五本部海洋情報部



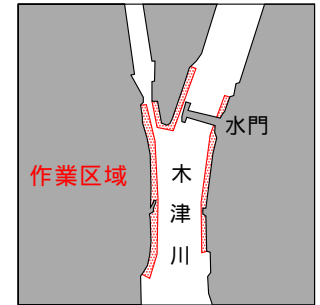
19年1202項 阪神港 - 大阪区、第3区 重量物荷役作業
 千本松大橋南側(サノヤス・ヒシノ・明昌前面)において、重量物荷役作業が実施される。
 期間 平成19年12月10日、11日(予備12日~15日)の0630~1700
 区域 34-37-48N 135-28-29E付近(付図参照)
 海図 W1148
 出所 阪神港長



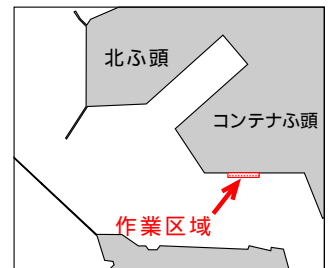
19年1203項 阪神港 - 大阪区、第3区 潜水作業
 中山製鋼所東本岸壁前面において潜水作業が実施される。
 期間 平成19年12月13日～15日(予備20日～22日)の日出～日没
 位置 34-37-46N 135-28-18E付近(付図参照)
 海図 W1148
 出所 阪神港長



19年1204項 阪神港 - 大阪区、第3区 潜水作業
 木津川水門付近の付図に示す区域において潜水作業が実施される。
 期間 平成19年12月17日～20年1月31日(予備日含む)の日出～日没
 海図 W1148
 出所 阪神港長



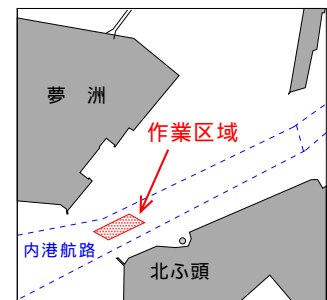
19年1205項 阪神港 - 大阪区、第4区 岸壁補修作業
 コンテナふ頭のNo.6岸壁(C-6)前面において、潜水作業を伴う岸壁補修作業が実施される。
 期間 平成19年12月15日～20年3月31日(予備日含む)の日出～日没
 区域 34-37-33N 135-24-53E付近(付図参照)
 海図 W123(JP共)
 出所 阪神港長



19年1206項 阪神港 - 大阪区、第4区 放水訓練
 O's岸壁前面において消防車両による放水訓練が実施される。
 期間 平成19年12月14日、17日～19日の0600～0830
 区域 34-38-05N 135-24-43E付近(付図参照)
 海図 W123(JP共)
 出所 阪神港長



19年1207項 阪神港 - 大阪区、内港航路 沈埋函埋戻し作業
 海底トンネル沈埋函周囲の埋戻し作業が実施される。
 期間 平成19年12月18日～22日の2100～0500(夜間作業)、23日、24日の終日
 (予備25日～28日の2100～0500)
 区域 4地点により囲まれる区域
 (1) 34-38-30.4N 135-23-56.6E
 (2) 34-38-27.3N 135-24-01.1E
 (3) 34-38-23.3N 135-23-51.7E
 (4) 34-38-26.4N 135-23-47.1E
 備考 水深14mの可航幅は200m以上確保されている。
 海図 W123(JP共)
 出所 阪神港長



19年1208項 阪神港 - 大阪区、内港航路及び付近 航行制限

五管区水路通報18年12号214項削除

阪神港大阪区における新島建設工事に伴い、船舶の航行等が引き続き制限されている。

期間 平成19年12月1日～21年3月31日

位置 5地点により囲まれる区域

- (1) 34-38-09.0N 135-23-25.0E(赤色灯付浮標)
- (2) 34-38-02.4N 135-23-09.0E(大阪第2号灯浮標)
- (3) 34-37-19.3N 135-21-58.0E(大阪新島埋立区域南第4号灯浮標)
- (4) 34-37-33.0N 135-21-46.0E(緑色灯付浮標)
- (5) 34-38-23.9N 135-23-09.8E(大阪第1号灯浮標)

制限事項 1)航行制限区域に出入しようとする船舶は、航行制限区域内をその方向に沿って航行する。

総トン数500トンを超える船舶の進路を避けなければならない。

2)船舶は、航行制限区域内において、次の場合を除き、投錨し又は曳航している船舶を放してはならない。

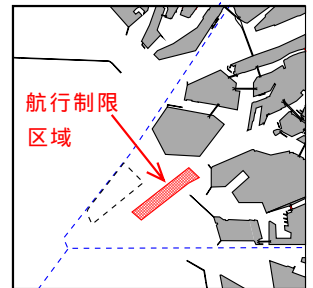
- 1 海難を避けようとするとき。
- 2 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
- 3 港長の許可を受けたとき。

3)船舶は、航行制限区域内において、他の船舶と行き会うときは、できる限り右側を航行しなければならない。

備考 港長変更に伴う再公示

海図 W123(JP共)

出所 阪神港長公示大第3号(19.12.1)



19年1209項 阪神港 - 大阪区、第6区 航泊禁止

五管区水路通報18年12号213項削除

阪神港大阪区における新島建設工事に伴い、船舶の航泊が引き続き禁止されている。

期間 平成19年12月1日～21年3月31日

区域 5地点により囲まれる区域

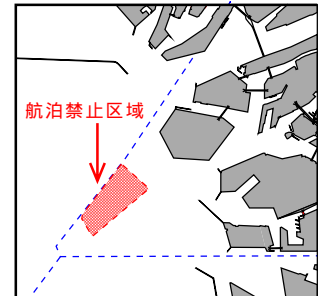
- (1) 34-38-25.4N 135-21-36.9E
- (2) 34-37-57.0N 135-22-08.4E
- (3) 34-37-12.7N 135-21-09.8E
- (4) 34-36-54.5N 135-20-40.0E
- (5) 34-37-14.6N 135-20-28.9E

標識 上記区域を灯標(レーダー反射器付、同期点滅)26基で表示

備考 港長変更に伴う再公示

海図 W123(JP共)

出所 阪神港長公示大第2号(19.12.1)



19年1210項 阪神港 - 大阪区、第6区 水路測量

淀川河口付近において水路測量が実施される。

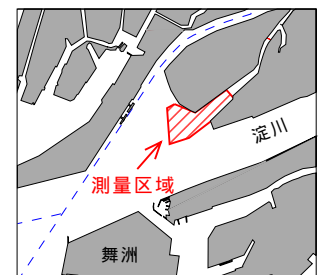
期間 平成19年12月11日の0900～1600

区域 34-41-18N 135-24-48E付近(付図参照)

備考 測量船は白紅白の燕尾旗を掲揚

海図 W1107(JP共) - W1103(JP共)

出所 五本部海洋情報部



19年1211項 阪神港 - 尼崎西宮芦屋区、第1区 掘下げ作業等

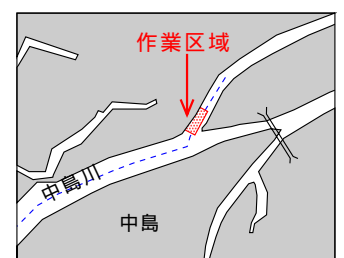
中島川において、掘下げ作業及び潜水作業を伴う土砂投入作業が実施される。

期間 平成19年12月10日～20年2月8日の日出～日没

区域 34-42-27N 135-25-33E付近(付図参照)

海図 W1107(JP共)

出所 阪神港長

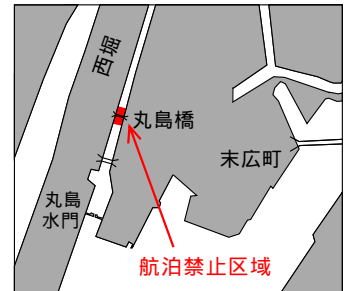


19年1212項 阪神港 - 尼崎西宮芦屋区、第1区 航泊禁止
 五管区水路通報19年30号676項削除
 西堀運河における丸島橋架け替え工事の実施に伴い船舶の航泊が引き続き禁止されている。
 (当工事作業関係船舶及び阪神港長が許可した船舶を除く。)

期間 平成19年12月1日～22年10月15日の日没
 区域 (1)(2)及び(3)(4)をそれぞれ結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-42-02.2N 135-22-50.1E
 (2) 34-42-01.6N 135-22-52.2E
 (3) 34-41-59.5N 135-22-51.5E
 (4) 34-42-00.0N 135-22-49.4E

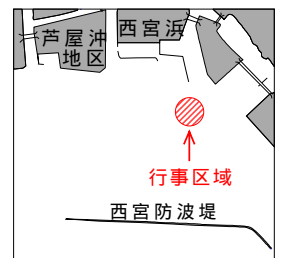
標識 ・上記区域(1)及び(2)に赤旗を設置
 ・上記区域(3)及び(4)を結ぶ線上に黄色標識灯を2基設置

備考 港長変更に伴う再公示
 海図 W1107(JP共)
 出所 阪神港長公示西第19-1号(19.12.1)



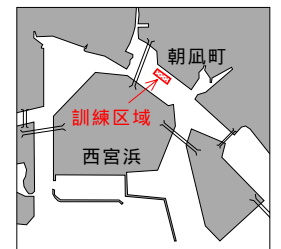
19年1213項 阪神港 - 尼崎西宮芦屋区、第2区 ウィンドサーフィンレース
 西宮内防波堤南方においてウィンドサーフィン(最大100艇)によるレースが実施される。

期間 平成19年12月15日、16日の0930～日没
 区域 34-41-50N 135-20-29Eを中心とする半径300mの円内
 標識 区域内にコースを示す浮標を3基設置
 海図 W1107(JP共)
 出所 阪神港長



19年1214項 阪神港 - 尼崎西宮芦屋区、第2区 小型船舶実技講習
 西宮浜北東方において小型船舶操縦士実技講習が実施されている。

期間 平成19年12月31日までの0900～1630
 区域 34-43-17N 135-20-22E付近(付図参照)
 備考 区域内に浮標を3基設置
 海図 W1107(JP共)
 出所 阪神港長



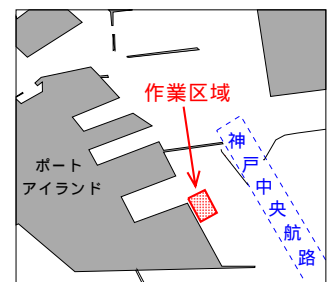
19年1215項 阪神港 - 神戸区、第2区 浅所不存在
 五管区水路通報19年31号699項、45号1150項削除
 新港東ふ頭前面の浅所(沈没車両)は撤去された。
 海図 W101A(JP共) - W101B(JP共)
 出所 五本部海洋情報部



19年1216項 阪神港 - 神戸区、第2区 磁気探査作業
 ポートアイランドのコンテナ岸壁No.15(PC-15)付近において、台船を曳航した磁気探査作業が実施される。

期間 平成19年12月11日～13日(予備14日～18日)の日出～日没
 区域 下記4地点により囲まれる区域
 (1) 34-39-43.3N 135-14-20.4E
 (2) 34-39-46.8N 135-14-31.5E
 (3) 34-39-33.0N 135-14-40.0E
 (4) 34-39-28.7N 135-14-29.2E

海図 W101A(JP共)
 出所 阪神港長



19年1217項 阪神港 - 神戸区、第6区 航泊禁止

五管区水路通報18年29号501項削除

六甲アイランド南地区埋立工事に伴い、下記のとおり一般船舶の航泊が引き続き禁止されている。

(当該工事作業従事船舶及び港長が許可した船舶を除く。)

期間 平成19年12月1日～平成22年2月1日1700

区域 (1)(2)及び(3)～(5)を結ぶ線及び岸線によって囲まれる区域

(1) 34-40-27.6N 135-16-44.7E(防波堤上)

(2) 34-39-57.8N 135-16-49.6E(岸線角)

(3) 34-39-40.3N 135-16-30.8E(岸線上)

(4) 34-39-36.3N 135-15-55.4E

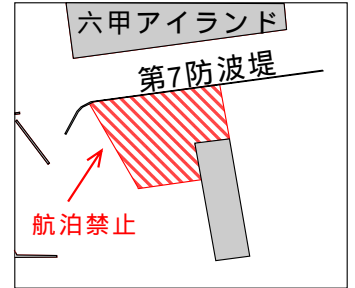
(5) 34-40-18.7N 135-15-26.4E(防波堤上)

標識 上記区域を標識灯、灯浮標等(一部レーダー反射器付)16基で表示

備考 港長変更に伴う再公示

海図 W101A(JP共)

出所 阪神港長公示神第19-2号(19.12.1)



19年1218項 明石海峡 - 明石港 潜水作業

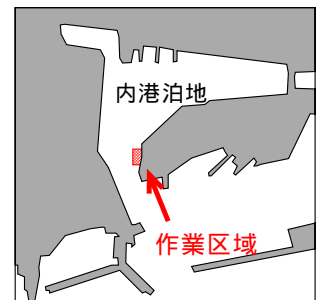
内港泊地において潜水作業が実施される。

期間 平成19年12月10日～14日(予備日含む)の0900～日没

区域 34-38-36N 134-59-25E付近(付図参照)

海図 W1217(明石港)

出所 神戸海上保安部



19年1219項 姫路港付近 - 八木港南方 ヨットレース

クルーザーヨット(約15隻)によるヨットレースが実施される。

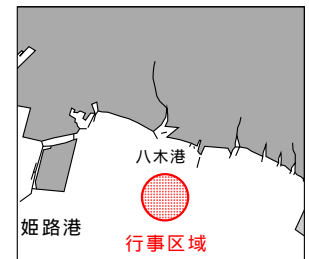
期間 平成19年12月23日の0900～1530

区域 34-45-37N 134-43-29Eを中心とする半径500mの円内

備考 区域内にコースを示す黄色円筒形浮標を3基設置

海図 W134A

出所 姫路海上保安部



19年1220項 姫路港付近 - 八木港 深浅測量

八家川において深浅測量が実施されている。

期間 平成19年12月10日(予備15日、16日)までの日出～日没

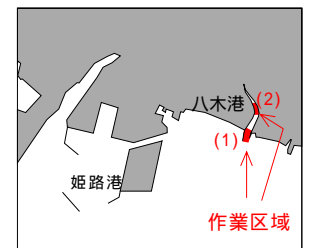
区域 下記各位置付近(付図参照)

(1) 34-46-18N 134-43-22E

(2) 34-46-42N 134-43-27E

海図 W134A

出所 姫路海上保安部



19年1221項 姫路港 - 飾磨区、第1区 鋼管くい打設作業

飾磨臨海大橋付近において鋼管くい打設作業が実施されている。

期間 平成20年1月25日までの日出～日没

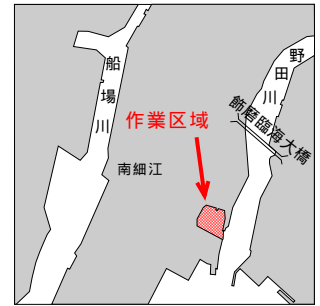
区域 34-47-18N 134-39-56E付近(付図参照)

海図 W134B

出所 姫路港長



19年1222項 姫路港 - 飾磨区、第1区 深浅測量
 飾磨岸壁北東の船だまりにおいて深浅測量が実施されている。
 期間 平成19年12月10日まで(予備15日、16日)の日出～日没
 区域 34-47-09N 134-39-47E付近
 海図 W134B
 出所 姫路港長



19年1223項 播磨灘 - 魚礁設置作業
 鹿ノ瀬南方において起重機船による魚礁設置作業が実施される。
 期間 平成19年12月14日～25日のうち1日間、日出～日没
 区域 下記4地点により囲まれる区域
 (1) 34-33-18N 134-46-00E
 (2) 34-33-18N 134-46-15E
 (3) 34-33-03N 134-46-15E
 (4) 34-33-03N 134-46-00E
 標識 作業区域を示す赤色俵型浮標を設置
 起重機船のアンカー位置に浮標設置
 海図 W131(JP共) - W1113 - W150B
 出所 五本部海洋情報部

19年1224項 家島諸島 - 男鹿島南東方 観測機器設置
 男鹿島南東方に海底設置型流速計が設置される。
 期間 平成19年12月10日～26日(予備27日～30日)
 位置 34-38-54N 134-35-25E付近
 備考 ・設置及び撤去作業は潜水土により実施
 ・観測機器の至近に、赤白旗及び黄色灯付浮標を設置
 海図 W1113
 出所 姫路海上保安部

19年1225項 淡路島 - 富島港 物揚場築造工事等
 水路通報19年43号1076項関連
 潜水作業を伴う物揚場及び護岸築造工事が期間を延長して実施されている。
 期間 平成19年12月28日(予備20年1月5日～11日)までの日出～日没
 区域 34-32.9N 134-55.9E付近
 海図 W131(JP共) - W150B
 出所 五本部海洋情報部

19年1226項 紀伊水道 - 今切港 水門改修工事
 今切川右岸の有天第2地区において水門の改修工事が実施されている。
 期間 平成21年3月10日まで
 位置 34-06.9N 134-32.2E付近
 海図 W77(JP共)
 出所 五本部海洋情報部

19年1227項 紀伊水道 - 橘港 観測機器設置
 橘港内に流速計が設置される。
 期間 平成19年12月8日～20年1月10日のうち15日間
 位置 下記各位置
 (1) 33-52-01N 134-38-34E
 (2) 33-51-03N 134-39-22E
 (3) 33-52-27N 134-40-49E
 (4) 33-51-22N 134-41-16E
 標識 流速計設置位置を赤白旗及び黄色灯付浮標で表示
 海図 W1142 - W1104
 出所 徳島海上保安部

19年1228項 四国南岸 - 室戸岬北西方 水路測量
安田海岸、唐の浜海岸、安芸海岸及び西浜海岸地先において水路測量が実施される。
期 間 平成19年12月20日～20年1月20日のうち2日間
区 域 下記各位置付近
(1) 33-26.2N 133-58.7E(安田海岸、唐の浜海岸)
(2) 33-29.8N 133-54.0E(安芸海岸)
(3) 33-30.0N 133-53.2E(西浜海岸)
備 考 作業船は白紅白の燕尾旗を掲揚
海 図 W108
出 所 五本部海洋情報部

19年1229項 四国南岸 - 室戸岬南方 灯浮標復旧(予告)
五管区水路通報18年13号240項関連
沈没した室戸岬沖津波観測灯浮標(灯台表第1巻3027.2)は、下記のとおり位置変更のうえ復旧される。
予定日 平成19年12月19日(予備20日、21日)
位 置 33-06-12N 134-11-24E
塗色及び構造 黄色X形頭標1個付 黄色 やぐら形(鉄造)
灯 質 群閃黄光 毎20秒に5閃光
海 図 W77(JP共) - W108(JP共)
出 所 五本部交通部

19年1230項 紀伊水道南方 搜索訓練
五管区水路通報19年46号1163項削除
航空機による目標物(ダミー人形)を漂流させての搜索訓練が実施される。
期 間 平成19年12月8日の1000～1400
区 域 下記経緯度線及び陸岸に囲まれる区域
(1) 33-30N (2) 34-00N
(3) 134-30E (4) 135-30E
備 考 ・訓練前日、目標物を訓練区域内に放流
・目標物には「漂流実験中 海上保安庁」の記載あり
海 図 W77(JP共)
出 所 五本部警備救難部
